

所管事項調査

使用料・手数料の見直しについて

目 次	ページ
1 使用料・手数料の見直し方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 8
2 使用料	
(1) 使用料の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ～ 11
(2) 主な使用料の再算定（素案）・・・・・・・・	12 ～ 20
(3) 使用料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・	21 ～ 23
3 手数料・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 31
4 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・	32 ～ 34

【別冊】再算定結果一覧（使用料・手数料）

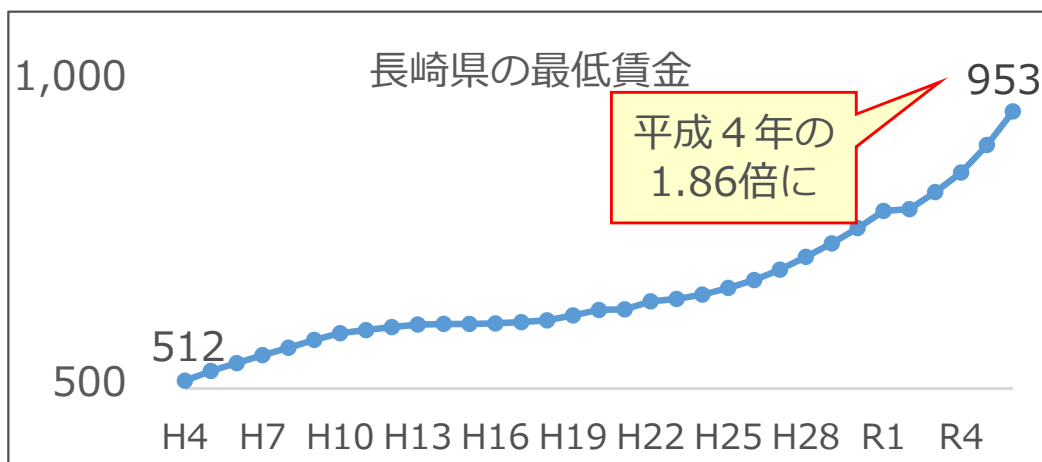
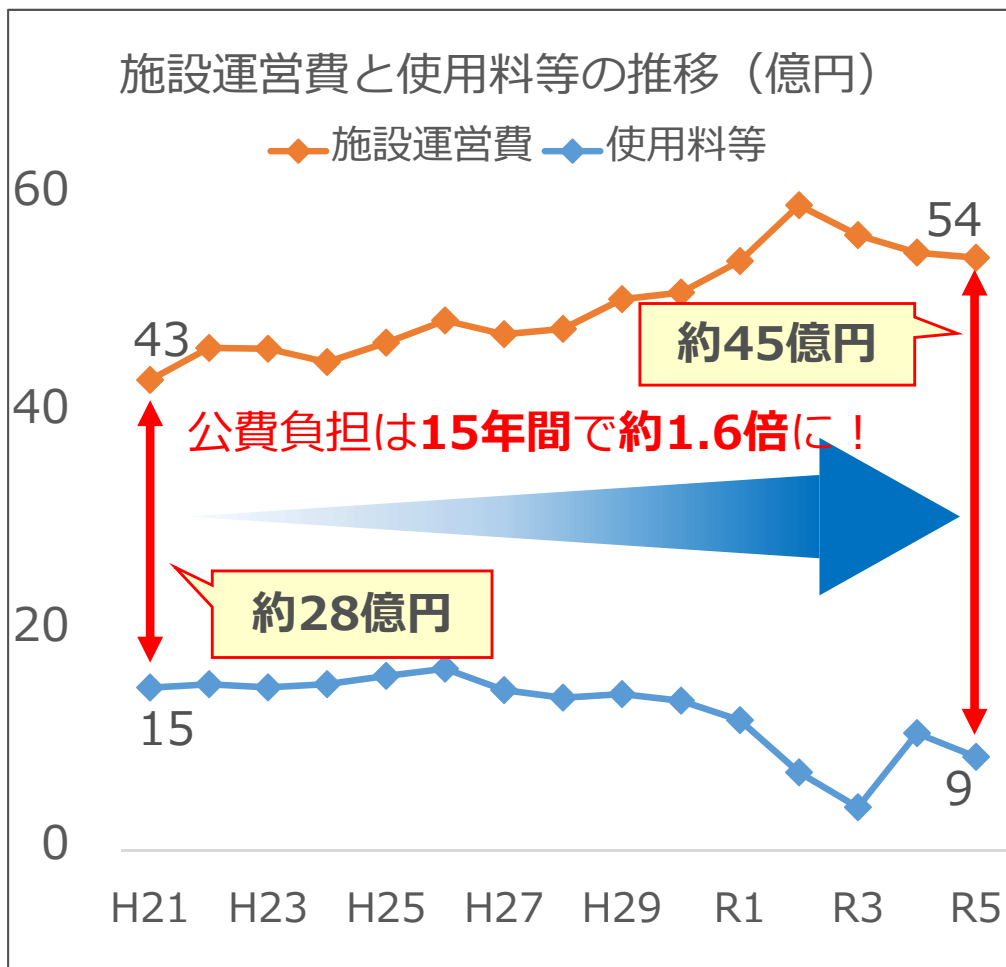
1 使用料・手数料の見直し方針

1 使用料の現状

(1) 歳入と歳出の差

平成4年度に全庁的な見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き、料金を改定していない。

- 施設運営費と使用料等（受益者負担分）の差は、公費負担（すべての市民で負担）で補っているが、この差は**大きく乖離**しており、結果として、公費負担が増加している。



2 使用料算定の基本的な考え方

(1) 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率}$$

※入館施設については、こども料金（一般料金の半額）を設定する。

※料金の上り幅が大きい施設は、激変緩和措置を設ける。

(2) 変更点

貸館施設の算定にあたって、より適正な受益者負担とするため、「実稼働率」を設定した。

【変更前】

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \left(\frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{室面積} \right) \times \text{受益者負担率}$$

【変更後】

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

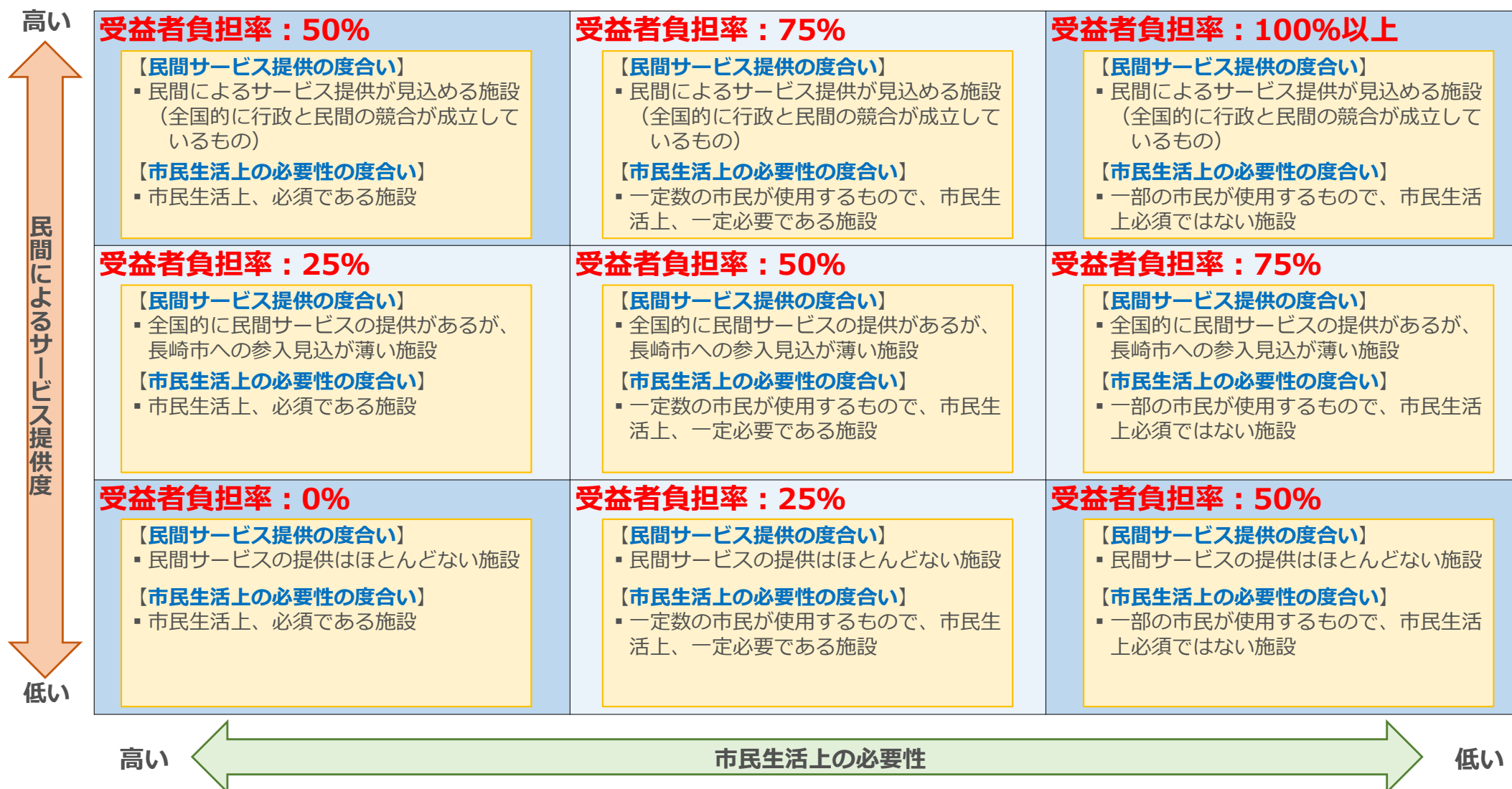
1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \left(\frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \right) \times \text{受益者負担率}$$

2 使用料算定の基本的な考え方

(3) 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。



2 使用料算定の基本的な考え方

(4) 激変緩和措置

使用料算定の結果、従来の使用料と比べて急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではないと認められる場合はこの限りではない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

3 使用料の減免

(1) 基本的な考え方

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**である。

このため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。（手数料は減免しない）

ア 合理的な理由

- （ア）長崎市及び長崎市の機関が使用する場合（公共利益の確保、手続きの円滑化、相互協力）
- （イ）減免することで市の施策（社会福祉の向上や教育の推進など）が更に推進される場合

イ 減免率

合理的な理由に基づき、次の通り減免率を設定する。

- （ア）受益者負担分を全額公費で負担する ▶ 減免率100%
- （イ）受益者負担分の一部を公費で負担する ▶ 減免率 50%

4 手数料の考え方

(1) 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

※料金の上り幅が大きい施設は、激変緩和措置を設ける（現行料金を基準に1.1～2倍を上限に設定）

5 定期的な見直し

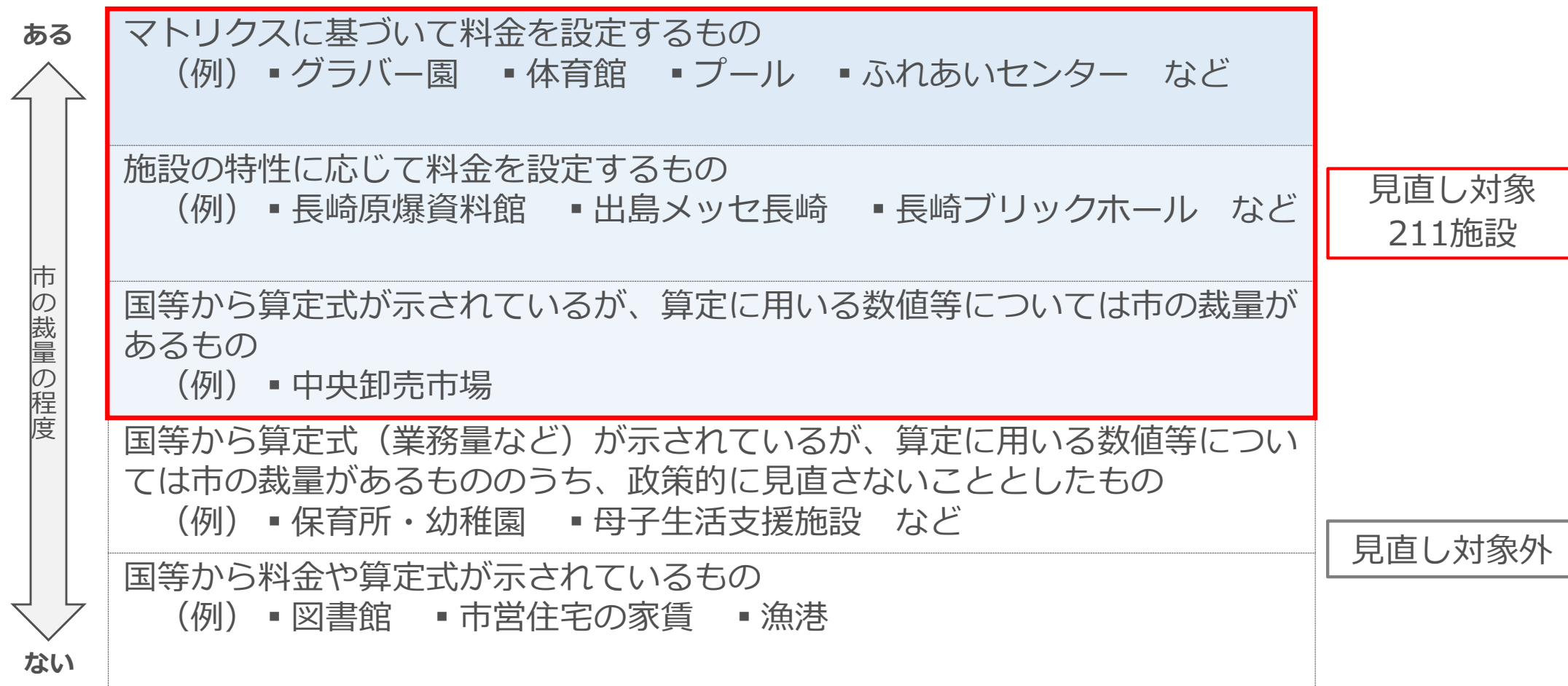
(1) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

2 使用料

1 使用料の考え方

(1) 見直しの対象



1 使用料の考え方

(2) マトリクス

高い ↑ 民間によるサービス提供度 ↓ 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地 商業振興施設、農林業振興施設 市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
	高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(1) マトリクスに基づいて料金を設定するもの

ア 受益者負担率100%以上（観光客など市民以外の利用が見込まれる施設）

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	目 標 利用者数	1人あたり のコスト	計算結果	個別事由による算定		最終結果	受益者 負担率	現行料金 との差額
							金 額	理 由			
文化財	グラバー園	620	423,135	1,034,000	409	400	1,300	国内の世界遺産施設を参考に算出	1,300	318%	680
	出島	520	325,769	450,000	724	720	1,100	グラバー園の改定率を乗じて算出	1,100	152%	580
観光施設	長崎ロープウェイ (往復)	1,250	259,716	193,668	1,341	1,340	1,900	類似施設の料金を参考に算出	1,900	142%	650
	端島見学施設	310	37,074	204,380	181	180	650	グラバー園の改定率を乗じて算出	650	359%	340
	長崎ペンギン水族館	520	296,421	261,473	1,134	1,130	800	国内同規模公共水族館の入館料等を参考に算出	800	71%	280
公園施設	長崎稲佐山スロープカー (往復)	500	92,645	178,300	519	510	1,000	類似施設の料金を参考に算出	1,000	192%	500

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(1) マトリクスに基づいて料金を設定するもの

イ 受益者負担率100%（民間のサービス提供度：高、市民生活の必要性：低）

（ア）主な入館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	目標利用者数	1人あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 100%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
健康増進・入浴施設	健康づくりセンター (浴場)	310	114,742	72,580	1,581	1,581	460	460	150
	健康づくりセンター (健康増進室)	200	114,742	72,580	1,581	1,581	400	400	200

（イ）主な貸館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1室あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 100%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
市営宿泊施設	外海ふるさと交流センター (宿泊施設)	4,400	31,305	20,848	20,848	5,720	5,720	1,320
農業振興施設	植木センター	439	11,734	53,065	53,065	650	650	211

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(1) マトリクスに基づいて料金を設定するもの

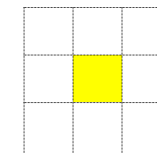
ウ 受益者負担率50%（民間のサービス提供度：高、市民生活の必要性：低）

（ア）主な貸館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 （一般）	コスト （千円）	施設あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 50%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
港湾施設（切符売場）	茂木港船客待合所 【月額】	21,580	2,375	43,114	21,557	25,896	21,557	△23
	伊王島港ターミナル 【月額】	11,144	3,255	34,836	17,418	13,373	13,373	2,229
	高島港ターミナル 【月額】	20,415	1,335	15,776	7,888	24,498	7,888	△12,527
	池島港船客待合所 【月額】	4,896	839	26,290	13,145	6,365	6,365	1,469

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(1) マトリクスに基づいて料金を設定するもの



Ⅰ 受益者負担率50%（民間のサービス提供度：中、市民生活の必要性：中）

（ア）主な入館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	目標利用者数	1人あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 50%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
博物館	科学館（常設展示）	410	80,343	57,936	1,387	694	610	610	200
	遠藤周作文学館	360	46,985	25,500	1,843	921	540	540	180
	恐竜博物館	500	92,582	92,911	996	498	750	500	0
こども遊戯施設	全天候型こども遊戯施設 (こども料金)	250	50,252	101,000	498	249	500	250	0

（イ）主な貸館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1室あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 50%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
スポーツ施設	市民総合プール（全面・50㎡） 【平日・午前中】	8,905	317,757	86,155	43,078	11,570	11,570	2,665
公園施設 (スポーツ施設)	長崎市営ラグビー・サッカー場 (平和公園)	1,571	8,187	3,297	1,649	2,190	1,650	79

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(1) マトリクスに基づいて料金を設定するもの

オ 受益者負担率25%（民間のサービス提供度：中、市民生活の必要性：高）

(ア) 主な入館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1体あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 25%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
火葬場	もみじ谷葬斎場	6,000	271,347	34,980	8,745	7,800	7,800	1,800

カ 受益者負担率25%（民間のサービス提供度：低、市民生活上の必要性：中）

(ア) 主な貸館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1室あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担率 25%	激変緩和措置	最終結果	現行料金 との差額
市民活動施設	市民活動センター	208	7,909	1,096	274	410	280	72
自主学習・研修施設	日吉自然の家（体育館）	522	2,102	10,360	2,590	730	730	208

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(2) 施設の特性に応じて料金を設定するもの

ア 「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1人あたり のコスト	計算結果 ■ 受益者負担率 50%	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
平和施設	長崎原爆資料館	200	236,240	561	280	400	200	広島平和記念資料館と合わせる	200	0

イ 他都市の類似施設を参考に料金を設定するもの

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1室あたりの コスト	計算結果 ■ 受益者負担 率	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
ホール型施設	出島メッセ長崎（CH全面） 【平日・9～12時】	322,300	670,149	550,916	550,916 (100%)	354,530	322,300	独立採算制の施設であり、PFI事業者からの提案及び協議により設定	322,300	0
	長崎ブリックホール（大ホール） 【平日・9～12時 入場料なし】	53,531	7,059,727	12,290,055	6,145,028 (50%)	64,230	56,020	類似施設の料金を参考に算出	56,020	2,489

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(2) 施設の特性に応じて料金を設定するもの

ウ 同種施設であるため使用料を統一するもの

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1部屋あたりのコスト	計算結果 ■ 受益者負担率 25%	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
コミュニティ活動施設	ふれあいセンター 【50㎡未満】	156	508,260	32,435	8,109	310	310	全ふれあいセンターのコスト等を基に算出	310	154
	公民館（北公民館） 【50㎡未満】	279	554,255	12,364	3,091	410	410	全公民館のコスト等を基に算出	410	131

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1コートあたりのコスト	計算結果 ■ 受益者負担率 50%	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
スポーツ施設	体育館（バレーボール）	644	142,601	17,595	8,797	900	900	全体育館のコスト等を基に競技に必要な面積を乗じて算出	900	256
	体育館（バドミントン）	257		6,097	3,048	380	380		380	123
	長崎市営庭球場 （平和公園）	523	49,128	1,401	700	730	700	全テニスコートのコスト等を基に算出	700	177
	長崎東公園庭球場	209				410	410		410	201

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(2) 施設の特性に応じて料金を設定するもの

エ 民間等と均衡を図るべきもの

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1区画 あたりの コスト	計算結果 ・受益者負担率 100%	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
市営駐車場	桜町駐車場（自動車） 【1区画】	270	119,052	189	189	390	270	周辺の民間駐車場の料金を基本に算出（駐車場法）	270	0
	茂里町駐車場（自動車） 【1区画】	250	89,289	76	76	500	270		270	20

オ その他

(ア) 入館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	目標 利用者数	1人あたり のコスト	受益者 負担率	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
健康増進・入浴施設	池島港浴場	100	17,675	10,381	1,702	50%	851	200	160	光熱水費と燃料費のみ負担を求める。	160	60

(イ) 貸館施設

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1㎡あたり のコスト	計算結果 ・受益者 負担率 100%	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
商業振興施設	市設中央小売市場 (店舗貸) 【月額・㎡/円】	3,333	27,793	6,436	6,436	4,330	3,333	「長崎つきまち(株)」から借用しており、契約により定めた額とする。	3,333	-

2 主な使用料の再算定結果（素案）

(3) 国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量があるもの

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1㎡あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
流通拠点施設	中央卸売市場 (卸売業者売場) 【月額・円/㎡】	100	154,844	583	583	200	100	算入するコストは市の ルールで算定し、使用料 の算定は国のルールに準 じる。	100	-

(4) 興行等で使用する場合の使用料

「受益者負担率100%～」ではない施設についても、**興行**(営利、営業宣伝、その他これに類する目的を含む)**で使用する場合は「受益者負担率100%～」**として、料金を設定する。

(例) スポーツ施設でプロスポーツ選手が試合をする場合

カテゴリー	施設名称	現行料金 (一般)	コスト (千円)	1室あたりのコスト	計算結果 ・受益者負担率 50%	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
							金 額	理 由		
スポーツ施設 (体育館)	諏訪体育館 (柔道場)	838	13,428	2,522	1,261	1,170	1,240	基本料金 (620円) の倍額 とする。	1,240	402

3 使用料の減免

(1) 合理的な理由

減免にあたっての「合理的な理由」については、次のとおり整理している。

項 目		減免率	理 由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき		100%	公共の利益を考慮し、使用料を全額減免する
(イ) 他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき		100%	本市との協議等で利用するため、相互協力の観点から使用料を全額減免する。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 市内在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者		100%	■ 障害者の自立や社会参加を促すため。 ・ 障害者は、医療費や介護費用など経済的負担が大きく、収入面の制約がある場合も多い。 ・ 駐車場等は、民間の駐車場や交通機関との関係性を考慮し、一部減免とする。

3 使用料の減免

項 目	減免率	理 由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(イ) 施設の設置目的と団体本来の目的が合致する公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
a 市内の心身障害者団体、その育成団体又は社会福祉事業を行う団体が福祉事業で施設を利用するとき	■ 公民館等 : 100% ■ 上記以外 : 50%	■ 障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動である。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。
b 市内に所在する児童福祉施設又は学校が、保育又は教育目的のために施設を利用するとき	100%	■ 教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できる。 ■ 子どもは等しく教育を受ける権利を有するため、市立・民間を問わず全額減免とする。
c 社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	■ 公民館等 : 100% ■ 上記以外 : 50%	■ 社会教育に関する公共性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できる。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。

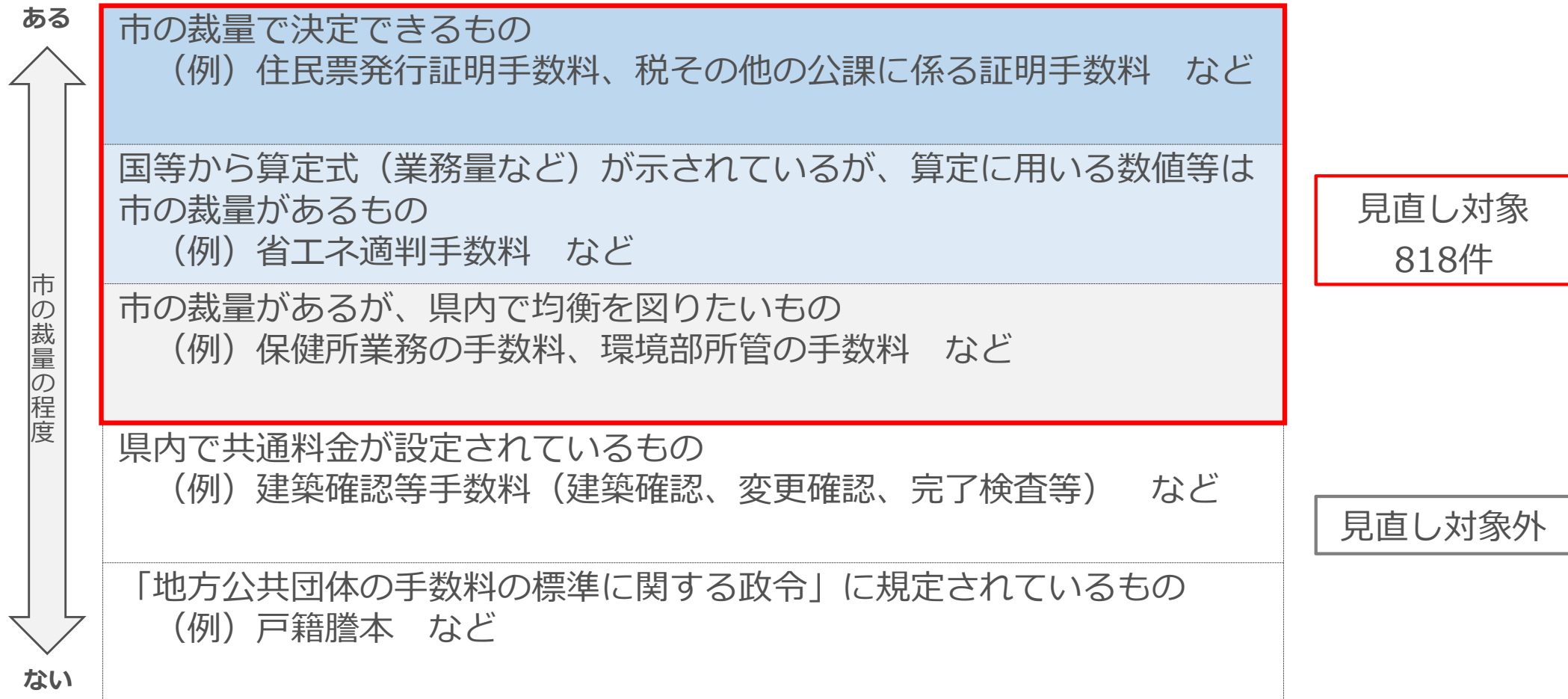
3 使用料の減免

項 目	減免率	理 由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(イ) 施設の設置目的と団体本来の目的が合致する公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
d 自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	■ 公民館等 : 100% ■ 上記以外 : 50%	■ 自治体の基盤機能に関する公共性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できる。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。
e 文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	■ 文化やスポーツの振興を図る公共性が高い活動であるため、50%減免とする。
(ウ) その他		
a 市長が特に必要と認めるとき	■ 100% or ■ 50%	■ 市の施策を推進するため。

3 手数料

1 手数料の考え方

(1) 見直しの対象



1 手数料の考え方

(2) 算定の例外（現行300円の各種証明手数料等）

ア 窓口交付

現在300円で設定している手数料については、**見直しによって料金に差が生じると窓口で混乱が生じる**ため、見直し後も統一した金額を設定する。

【算定式】

現行価格（300円） × 現行300円の手数料を各々再算定した場合の平均改定率（1.41）

≒ 400円（※郵便小為替を考慮し、10円以下切り捨て）

（号数）現行300円の各種証明手数料等		
（1）税その他の公課に関する証明手数料	（2）営業・職業に関する証明手数料	（3）本籍、居住に関する証明手数料
（4）身元、身分に関する証明手数料	（5）資格、経歴に関する証明手数料	（7）土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料
（1 1）印鑑登録証の交付手数料	（1 2）印鑑に関する証明手数料	（1 3）認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料
（1 5）固定資産課税台帳記載事項に関する証明手数料	（1 6）住民基本台帳の閲覧手数料	（1 7）住民票の写しの交付手数料
（1 7の2）除票の写しの交付手数料	（1 8）住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	（1 9）他市町村の住民票の写しの交付手数料
（2 0）戸籍の附票の写しの交付手数料	（2 0の2）戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	（6 2）埋火改葬に関する証明手数料

1 手数料の考え方

(2) 算定の例外（現行300円の各種証明手数料等）

イ コンビニ交付

今後さらなる**コンビニ交付サービスの利用促進**と**窓口混雑緩和**を目的として、これまで以上に窓口交付との価格差を設けることで利用率の向上が期待でき、証明書交付窓口の業務改善に寄与するため、**200円**とする。

(3) その他諸証明手数料の列挙

長崎市手数料条例の別表第1の第266号 その他諸証明手数料に基づき徴収していた手数料については、すべて列挙し、見直し額は基本的に「(2) - ア」のとおり**400円**とする。

長崎市手数料条例の別表第1の第266号 その他諸証明手数料（主なもの）

国民健康保険税資格等証明手数料	輸出証明書発行手数料	旅館業等営業届出の受理証明手数料
防火管理資格講習修了証明申請手数料	固定資産税に係る各種受理証明手数料	狂犬病予防注射手数料 ※現行は、細則で規定

2 主な手数料の再算定結果（素案）

(1) 長崎市手数料条例（市の裁量で決定できるもの）

単位：円

手数料の内容 数字は号数	現行料金	業 務 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	現行料金 との差額
1 税その他の公課に関する証明手数料	300	6	402	27	429	450	400	100
17 住民票の写しの交付手数料	300	8	536	45	581	450	400	100
※コンビニ交付	200	0	0	263	263	400	200	0
21 優良宅地造成認定申請手数料	130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000
78 犬の登録手数料	3,000	45	3,015	886	3,901	3,900	3,900	900
147 計量器定期検査手数料	1,400	21	1,424	288	1,712	1,960	1,710	310
243 指定居宅サービス事業者指定申請手数料	15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000
265 サービス付き高齢者向け住宅の登録申請手数料又は登録更新申請手数料	27,000	450	30,151	21	30,172	32,400	30,170	3,170

2 主な手数料の再算定結果（素案）

(2) 長崎市手数料条例（国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等は市の裁量があるもの）

手数料の内容 数字は号数	現行料金	業 務 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	現行料金 との差額
214 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料	3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50
215 区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料	3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50
216 長期優良住宅建築等計画等の認定計画実施者の地位の継承の承認申請手数料	3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50

2 主な手数料の再算定結果（素案）

(3) 長崎市手数料条例（市に裁量があるが、県内で均衡を図りたいもの）

単位：円

手数料の内容 数字は号数	現行料金	業 務 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	考え方
26 飲食店営業 許可申請手数料	16,000	280	18,733	2,565	21,298	19,200	16,000	長崎県等と均衡を図 るため、今回は改定 を行わないが、適正 な料金への見直しに 向け、県に申し入れ を行う。 （整理でき次第、見 直しを行う）
27 調理の機能 を有する自動販 売機により食品 を調理し、調理 された食品を販 売する営業許可 申請手数料	7,200	94	6,264	2,395	8,659	9,360	7,200	
28 食肉販売業 許可申請手数料	9,600	146	9,782	2,565	12,347	12,480	9,600	
120 一般廃棄物 処理施設設置許 可申請手数料	130,000	2,500	167,500	569	168,069	143,000	130,000	
142 食鳥処理事 業許可申請手数 料	19,000	352	23,584	663	24,247	22,800	19,000	
144 食鳥検査手 数料	4	0.1	7	0	7	8	4	

2 主な手数料の再算定結果（素案）

(4) 長崎市手数料条例以外の手数料（市の裁量で決定できるもの）

単位：円

手数料の内容	現行料金	業務（分）	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	現行料金 との差額
普通診断書 （長崎市診療所条 例等）	3,142	25	3,430	35	3,465	4,085	3,460	318
普通証明（長崎市 診療所条例等）	1,047	15	1,500	35	1,535	1,466	1,460	413
返還手数料 （長崎市動物の愛 護及び管理に関す る条例）	3,771	89	5,963	0	5,963	4,902	4,900	1,129
飼養管理費 （長崎市動物の愛 護及び管理に関す る条例施行規則）	366	25	1,675	120	1,795	549	540	174
許可申請手数料 （長崎市屋外広告 物条例）40㎡以上 50㎡未満	11,000	-	-	-	13,200	-	13,200	2,200

(5) 長崎市手数料条例以外の手数料

（国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等は市の裁量があるもの）

手数料の内容	現行額	業務（分）	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	現行額 との差
事業ごみ（長崎 市廃棄物の減量 及び適正処理に 関する条例）	146	-	-	-	378	204	200	54

4 まとめ

1 見直し結果

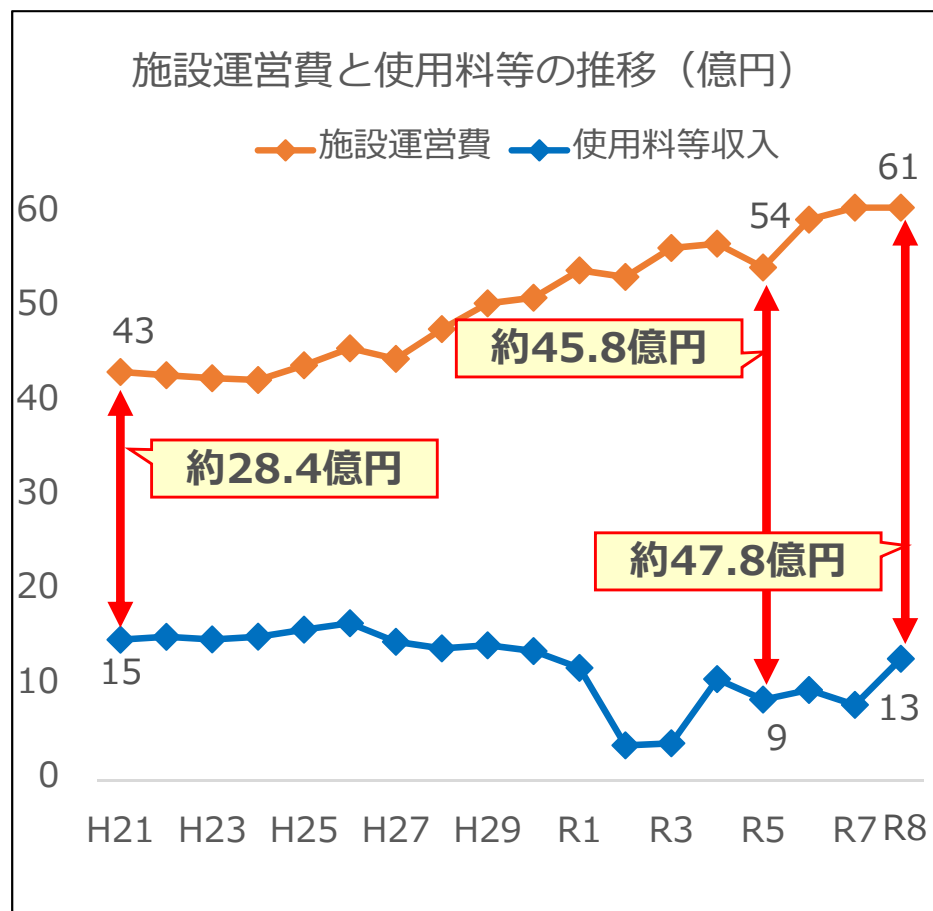
(1) 歳入の増加

使用料・手数料を見直した結果、使用料等収入は**約12.9億円**（令和5年度増加：約4.3億円）、手数料収入は**約9.7億円**（令和5年度増加：約3.6億円）となる。

(2) 歳出の増加

一方、物価高騰等の影響により、施設運営費は**約60.7億円**となる。

(3) 見直しの効果



【令和8年度見込み（令和5年度決算比）】

- 使用料等収入
約 8.6億円 ▶ 約12.9億円（+約4.3億円）
- 施設運営費
約54.4億円 ▶ 約60.7億円（+約6.3億円）
- 歳入と歳出の差（公費負担分）
約45.8億円 ▶ 約47.8億円（+約2億円）

※令和8年度見込み額は令和7年度予算ベースで算出

施設使用料等の収入は増加するが、その上昇率以上に物価高騰等による施設運営費が増加する。

結果、歳入と歳出の差（公費負担分）は広がるが、使用料等の見直しにより、公費負担分を抑制できる。

2 9月議会の付議案件

(1) 使用料の見直し

ア 対象条例：87条例

- グラバー園条例（グラバー園）
- 長崎市ふれあいセンター条例（各種ふれあいセンター）
- 長崎市体育館条例（深堀体育館、諏訪体育館など）
- 長崎市都市公園条例（長崎東公園、稲佐山公園など）
- 長崎市民水泳プール条例（市民総合プール、神の島プールなど） など

イ 対象外条例

- 長崎市立保育園条例（認定こども園長崎幼稚園、中央保育園など）
- 長崎市母子生活支援施設条例（白菊寮）
- 長崎市行政財産使用料条例（目的外） など

(2) 手数料の見直し

8条例

- 長崎市手数料条例
- 長崎市屋外広告物条例（許可申請手数料）
- 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（収集運搬及び処分手数料）
- 長崎市障害福祉センター条例（診断書料、証明書料）
- 長崎市夜間急患センター条例（診断書料、証明書料）
- 長崎市国民健康保険診療所条例（診断書料、証明書料）
- 長崎市診療所条例（診断書料、証明書料）
- 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例